

# 長寿医療制度・国民健康保険・介護保険の保険料などについてお知らせします

7月中旬にそれぞれの保険料の納付通知書をお送りします。

## 長寿医療制度

1 保険料

保険料  
 Ⅱ  
 <均等割>  
 41,592円  
 +  
 <所得割>  
 所得×7.75%

{ 賦課限度額  
 50万円 }

2 負担割合・所得区分の定期判定

<表1> 保険料の納付時期（以前に加入していた医療保険によって納付方法が異なります）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 国保に加入していた人（特別徴収）	○		○		○		○		○		○	
(2) 被用者保険の被保険者本人であった人（特徴と普徴の併用徴収）				●	●	●	○		○		○	
(3) 被用者保険の被扶養者であった人（特別徴収）							○		○		○	
(4) 上記以外の年金天引きの対象とならない人（普通徴収）				●	●	●	●	●	●	●	●	

○：特別徴収（年金から引き去り） ●：普通徴収（納付書または口座振替で納付）

※特別徴収の対象となる人

・年金が年額18万円以上の人 ・後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下の人

<表2> 負担割合・所得区分の判定基準

所得区分	負担割合	条件						
一定以上所得者	3割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長寿医療被保険者本人で、市民税課税所得が145万円以上の人</li> <li>●長寿医療被保険者本人で、市民税課税所得が145万円未満でも、同一世帯の本人以外の長寿医療被保険者の市民税課税所得が145万円以上の場合</li> </ul> <p>※ただし、合計収入が以下の条件にあてはまる場合は、申請により「一般（1割負担）」になります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>長寿医療被保険者の人数</th> <th>長寿医療被保険者の合計収入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>383万円未満</td> </tr> <tr> <td>2人以上</td> <td>520万円未満</td> </tr> </tbody> </table>	長寿医療被保険者の人数	長寿医療被保険者の合計収入	1人	383万円未満	2人以上	520万円未満
長寿医療被保険者の人数	長寿医療被保険者の合計収入							
1人	383万円未満							
2人以上	520万円未満							
一般	1割	●上記以外						

※変更がない場合には、現在お持ちの被保険者証を引き続きお使いください。

3 医療費・食事代の減額

※すでに認定を受けている人も、更新の手続きが必要です。

問い合わせ先

※この記事は、平成20年4月の制度施行時に国が示した資料に基づいています。内容については、今後変更される場合があります。

# 国民健康保険

● 保険料

※国保加入者全員が65〜73歳の世帯では、口座振替で納付の場合を除き、10月以降は世帯主の年金から特別徴収（引き去り）します。

■ 問い合わせ先

1階  
20歳

<表3> 保険料率・賦課限度額比較表

保険料率	平成 19 年度					平成 20 年度				
	区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	医療分	8.0	21.2	27,600	28,900	医療分	5.3	16.8	22,100	23,200
	後期高齢者支援金分					後期高齢者支援金分	2.7	4.4	5,500	5,700
	計					計	8.0	21.2	27,600	28,900
介護納付金分	介護納付金分	2.1	4.4	7,700	5,200	介護納付金分	2.1	4.4	7,700	5,200
賦課限度額	医療分	56万円				医療分	47万円			
	後期高齢者支援金分					後期高齢者支援金分	12万円			
	介護納付金分	9万円				介護納付金分	9万円			

※医療分：国民健康保険の加入者全員が負担します。／後期高齢者支援金分：長寿医療制度を支えるため、各医療保険（国保、健保、共済など）の加入者全員が負担します。／介護納付金分：国民健康保険加入者の40〜64歳の人負担します。

<表4> 介護保険料

保険料段階	該当する人	算定方法	介護保険料(年額)
第1段階	生活保護を受けている人、市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人	基準額×0.50	25,000円
第2段階	市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合わせた額が80万円以下の人	基準額×0.75	37,500円
第3段階	本人は市民税非課税だが、世帯員に市民税課税者がいる人	基準額	50,000円
第4段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	62,500円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.50	75,000円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.75	87,500円

■ 問い合わせ先

1階  
20歳

# 介護保険

2 保険料の減免

3 高額介護サービス費・高額医療費の支給